

令和5年3月30日

遺伝子組換え実験実施者 各位

遺伝子組換え実験安全委員会委員長

寺本 憲功

遺伝子組換え生物等の適正な取り扱いについて（注意喚起）

平素より本学における適正な遺伝子組換え実験の実施にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

先日の報道にもありましたとおり、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」に違反したとして、逮捕者が出ております。

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」では、環境中で使用（飼育、譲渡等）される可能性がある遺伝子組換え生物の使用に際しては、生物多様性への影響について評価し、主務大臣の承認を得なければならないと定められています。

今回の事案は、元々国内の大学で研究用に飼育していた遺伝子組換えミナミメダカが、学生によって持ち出され、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（カルタヘナ法）に基づく承認を得ずに、国内で飼育・譲渡等がされていました。

本学でこのような事案が発生することがないように、遺伝子組換え生物等の取り扱いについて、法令を遵守し、必要な拡散防止措置が執られていることを改めて確認いただき、遺伝子組換え生物等の適正な管理・使用等の徹底をお願いします。また、遺伝子組換え実験の管理者におかれましては、貴実験実施に関わる教職員・学生に対して、改めて注意喚起いただきますよう併せてお願いします。

以下は文部科学省から通知文書です。ご参照下さい。（文部科学省のホームページより）

（参考1）遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の概要
https://www.mext.go.jp/content/20230308-mxt_life-000027945_1.pdf

（参考2）「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」の遵守の徹底について

https://www.mext.go.jp/content/20230308-mxt_life-000027945_2.pdf